明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産五一）　一
〔告　示〕
○電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件（総務二七六）　二
○インドネシア共和国産カットシート紙について関税定率法第八条第一項の規定による不当廉売関税を課さないことが決定された件（財務二〇九）　七
○分離通航方式に関する告示の一部を改正する件（海上保安庁一二九）
〔官庁報告〕
官庁事項
豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について（農林水産省）　一〇
アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について（同）　一六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人国立美術館随意契約事前確認公募、独立行政法人都市再生機構、地方職員共済組合団体共済部に係る平成二十四年度決算の要旨、住宅型式性能認定、型式適合認定関係　三五
地方公共団体
行旅死亡人関係　三五
会社その他
会社決算公告　三五

省令

○農林水産省令第五十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十七条第一項及び第五項並びに第八十二条並びに薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条第一項、第六十一条第一項及び第六十二条の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

第六十三条第二項第一号中「金属学、電気学、機械学」を「生物学、工学（機械学、電気学、情報学、金属学その他工学の分野であって医療機器の品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務の適正な実施に資すると認められるものに限る。以下この条において同じ。）」に改め、「後、医薬品又は医療機器の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した」を削り、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校において、物理学、化学、生物学、工学、薬学、医学、歯学又は獣医学に関する専門の課程を修了した後、医薬品又は医療機器の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者

第六十三条第三項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「金属学、電気学、機械学」を「生物学、工学」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校において、物理学、化学、生物学、工学、薬学、医学、歯学又は獣医学に関する専門の課程を修了した者

第六十八条第二項第一号中「金属学、電気学、機械学」を「生物学、工学（機械学、電気学、情報学、金属学その他工学の分野であって医療機器の製造所の責任技術者の業務の適正な実施に資すると認められるものに限る。以下この条において同じ。）」に改め、同項第二号並びに同条第三項第一号及び第二号中「金属学、電気学、機械学」を「生物学、工学」に改める。

第百五十五条第二項第一号を次のように改める。

一　令第六十一条第一項本文の規定により同項本文の表示を付すため、出願者の依頼により薬事監視員が解く場合

第百五十五条第二項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　令第六十一条第一項ただし書に規定する場合において、薬事監視員が解くとき

三　令第六十一条第二項の規定により表示が付されていることを確認するため薬事監視員が解く場合

第百五十六条第一項中「第六十条」を「第六十条第一項」に改め、「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第百五十七条を次のように改める。

（検定合格証明書）

第百五十七条　令第六十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとし、同項に規定する検定合格証明書は、別記様式第七十三号によるものとする。

一　出願者の氏名又は名称及び住所

二　医薬品又は医療機器の品名

三　製造番号又は製造記号

四　数量